

平成十九年二月九日受領
答弁第二五号

内閣衆質一六六第二五号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「天下り」とは、一般的には各府省で退職後の幹部職員を企業、団体等に再就職させることをいうものと考えている。

二について

安倍内閣総理大臣の、平成十九年一月二十六日の施政方針演説における「予算や権限を背景とした押しつけ的なあっせんによる再就職」と同月二十九日の衆議院本会議答弁における「いわゆる押しつけ的な天下り」とは、同じ概念であり、その意味は、字義のとおりであるが、規制の対象範囲について検討中であり、詳細についてお答えすることは差し控えたい。

三から五までについて

お尋ねの事項について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。
六について

職員の再就職のあっせん、仲介等については、適正に行われる限り、別段問題はないと考えているところ

れまでも国会等の場において答弁してきたところ、予算や権限を背景とした押しつけ的なあっせんによる再就職については、国民の厳しい批判があることを踏まえて、これを根絶しようとするものである。

七、八の1及び八の2について

お尋ねの事項について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。
八の3について

六について述べたとおり、予算や権限を背景とした押しつけ的なあっせんによる再就職を根絶するところが必要であると考えている。